

おうめをみつける戦略支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

おうめをみつける戦略支援業務を委託するに当たり、必要な業務実績、業務内容の提案、価格、創意工夫等の諸条件を総合的に満たす受託者を選定するため、プロポーザル方式による事業者選定を行うことを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 おうめをみつける戦略支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「おうめをみつける戦略支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに従うこと
- (3) 委託期間 契約締結日から令和12年3月31日まで
- (4) 見積上限額 102,406,700円(消費税および地方消費税を含む。)
- (5) 各年度見積上限額の内訳
 - ア 令和7年度
20,263,760円
 - イ 令和8年度から令和11年度まで(4年間合計)
82,142,940円
- (6) 支払条件 各年度業務完了検査後支払い

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている法人とする。なお、参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とし、参加資格の確認後、受託候補者の決定日までの間に参加資格にかかる要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 青梅市競争入札参加資格者名簿に登録していること。

なお、青梅市競争入札参加資格者名簿に代表者から入札、契約等の法行為を自分の名と責任において行うものとして委任を受けた代理人を登録している場合、その代理人のみが本件にかかる参加申請、企画提案書の提出等を行うことができるものとし、代理人以外の者(代表

者を含む。)の申請を認めない。

- (3) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施）の規定による参加停止の措置を受けていないことおよび青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項にもとづき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項にもとづき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、青梅市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
- (5) 過去3年間（令和4年度から令和6年度まで）に、国、地方公共団体または国もしくは地方公共団体が出資または出えんを行っている一般社団法人・一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を含む）、特例民法法人、会社法法人、地方三公社および地方独立行政法人のプロモーション業務の受託実績があること。

4 スケジュール

項 目	日 程	備 考
①手続開始の公表	令和7年4月23日（水）	実施要領等を市HPに掲載
②参加資格確認申請書等の提出期限	令和7年5月12日（月）	直接持参または郵送（必着）
③参加資格確認結果通知	令和7年5月19日（月）	電子メールにて通知
④質疑締切	令和7年5月26日（月）	
⑤質疑回答	令和7年6月 2日（月）	全ての参加者に対し電子メールにて回答
⑥企画提案書等の提出期限	令和7年6月23日（月）	直接持参または郵送（必着）
⑦プレゼンテーション・ヒアリング実施・審査	令和7年6月27日（金） 令和7年6月30日（月）	詳細は電子メールにて通知
⑧結果通知	令和7年7月上旬	
⑨契約締結	令和7年7月中旬以降	

5 参加資格確認申請書等の受付および回答

(1) 受付期間

令和 7 年 4 月 2 3 日（水）から令和 7 年 5 月 1 2 日（月）まで（必着）

(2) 提出書類

ア おうめをみつける戦略支援業務委託プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 会社概要（任意様式）※沿革、代表者の履歴等

(3) 提出方法

持参または郵送

※電子メールまたはファックスによる提出は受理しない。

ア 持参の場合

土・日曜日・祝日を除く、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までの間に直接持参すること。

イ 郵送の場合

一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

(4) 提出先

青梅市地域経済部シティプロモーション課シティプロモーション係

(5) 参加資格確認申請書に対する回答

令和 7 年 5 月 1 9 日（月）までに、参加資格確認申請書等の提出のあった全ての事業者に対し、様式第 1 号に記載するメールアドレス宛てに回答を行うものとする。

なお、参加資格を認める場合の回答の通知は、指名通知を兼ねるものとする。

6 質問書の受付および回答

(1) 質問方法

提出書類等に関して不明な点がある場合は、質問書（様式第 5 号）により、電子メールにてシティプロモーション課宛てに提出すること。

なお、メールの件名は「プロポーザルにかかる質問書」とし、メール送信後、シティプロモーション課へ送信した旨を電話にて連絡すること。

ア 電子メールアドレス div2070@city.ome.lg.jp

イ 電話番号 0428-22-1111（内線 2309）

(2) 質問期限

令和 7 年 5 月 2 6 日（月）午後 5 時まで

(3) 回答方法

令和 7 年 6 月 2 日（月）までに、全ての参加事業者に対し電子メールにて回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 受付期限

令和 7 年 6 月 2 3 日（月）まで（必着）

(2) 提出書類（下表指定の部数）

提案は 1 者につき 1 つの提案の提出に限る。

提出書類	留意事項	提出部数
ア 企画提出書	・ 指定様式による（様式第 2 号）。 ・ 代表者印または契約代理人印を押印すること。	1 部
イ 企画提案書	・ <u>任意様式</u> による ・ 表紙を含め 3 0 ページ以内とすること。 ・ 片面印刷・両面印刷の別は問わない。 ・ 社名を伏せプレゼンテーションを行うため、社名が分かるような記載はしないこと。 ・ A 4 サイズ横版とすること。 ・ 下表および別表 1 に掲げる全ての項目について、それぞれ項目建てをして示すこと。	1 0 部
ウ 見積書	・ 指定様式による（様式第 3 号）。 ・ 算定基礎が分かる内訳書を添付すること。	1 部
エ 業務実績 報告書	・ 指定様式による（様式第 4 号）。 ・ 過去 3 年間ににおける「3 参加資格」(5)の実績を全て記載すること。	1 部

(3) 提出方法

持参または郵送

※電子メールまたはファックスによる提出は受理しない。

ア 持参の場合

土・日曜日・祝日を除く、午前８時３０分から午後５時までの間に直接持参すること。

イ 郵送の場合

一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。（期限までに必着）

(4) 提出先

青梅市地域経済部シティプロモーション課シティプロモーション係

企画提案書の構成等（任意様式）

1 業務の実施体制

- (1) 業務総括責任者をはじめ、主たる担当者（現場責任者）、従事予定者の、氏名、経歴、担当業務等について記載すること。
- (2) 業務の執行体制を図示するとともに、併せて本市との連携体制について記載すること。

2 企画提案（以下の内容について、簡易・明瞭・具体的に記載すること。）

- (1) 本業務に対する基本的な考え方
- (2) 本業務に対する提案（別表１の１～５の全ての項目）
- (3) その他独自提案（別表１の６の内容）
- (4) 企画提案においては、別添１「青梅市移住・定住促進プラン」（以下「プラン」という。）および別添２「おうめをみつける・おもいだす戦略支援業務委託実施内容」を十分に参考にすること（特に市の課題、ペルソナ、取組施策等）。
- (5) 別表１の４にかかるコンテスト特設サイトのイメージ案を示すこと。ただし、実際にそのイメージ案を採用するわけではないので、世界観が分かる程度で可。
- (6) 企画提案においては、１案のみを示し、提案した内容はすべて事業実施すること。１案とは、複数事業をパッケージ化したものも１案とみなす。
- (7) ５か年という中期的な期間を通じて提案者が業務を行うことに対する市のメリットをわかりやすいように説明すること。

3 業務実施計画（以下の内容について記載すること。）

- (1) 別表１の全ての項目の５年間のスケジュール等
- (2) 前記２(3)で提案の「その他独自提案」のスケジュール等
- (3) 本市との打合せ等の時期の目安も参考に記載すること。
- (4) 委託業務の効果測定および検証を図るため、市がプランで掲げる目標およびＫＰＩをもとに、本委託で行う業務ごとの目標およびＫＰＩの設定を行い、記載すること。なお、これらはホームページの目標閲覧数を示す等、具体的に設定すること。

4 その他全体に関すること

企画提案書そのもののデザイン性を「表現力」として採点対象とするため、伝わりやすさの他にフォントやあしらい等を工夫し、青梅市の暮らしの魅力・特色に合わせ作成すること。

8 審査等

別に定める選定委員会において、提出された企画提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリングに対し、「9 審査基準」にもとづき、審査を行う。なお、審査結果に対する異議申し立て等は、認めない。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング審査

ア 日時等

(ア) 日 時 令和7年6月27日(金) 午前9時30分～(予定)

令和7年6月30日(月) 午前9時30分～(予定)

(イ) 会 場 青梅市役所

(ウ) 出席者 3名以内 (現場責任者を含む)とし、説明は主に、本業務に直接的に携わる担当者が行うものとする。

※日時・会場等の詳細は参加事業者に別途通知する。

※やむを得ない場合を除き、現場責任者および本業務に直接的に携わる担当者の変更は認めない。

イ 当日の内容

(ア) 企画提案書の内容説明(30分以内)

(イ) 企画提案書の内容に関する質疑(10分程度)

ウ 留意点

(ア) 企画提出書類の差し替えは認めない。

(イ) 別表1の6の独自提案の内容を分かりやすく説明するために作成されたもの(5頁以内)に限り追加資料の提出を認める。なお、資料以外の電子媒体(音源、動画等)の使用は認めない。

(ウ) 補足資料は当日10部をシティプロモーション課に提出すること。

(2) 結果通知

審査結果は、令和7年7月上旬に参加を辞退した者および当日参加しなかった者を除く参加事業者に通知し、本市HPで公開する。

9 審査基準

提案内容に対して、下表の配点表にもとづき評価・採点を行い、原則として合計点数が高い者を受託候補者として特定する。

【配点表】

評価項目	評価の視点	配点
実績および 実施体制 (30点)	実績 ※業務実績報告書に記載されている実績件数と内容から評価	15点
	執行体制（連絡体制と人員配置）	10点
	遂行能力（業務に直接携わる担当者の国や地方公共団体の実績）	5点
企画提案書の 提案内容 (150点)	別表1の1～5の各業務の魅力度の合計	40点
	別表1の6に独自性があり事業者ならではの強みを生かしている	25点
	青梅市を多くのペルソナ像により拡散できる提案内容（発信力）	25点
	青梅市へ移住者を誘引させられる提案内容（集客力）	20点
	デザイン等が青梅市の特色を磨き上げている（表現力） ※別表1の4のコンテスト特設サイトデザイン案および企画提案書から評価	20点
	スケジュールや規模感が妥当	10点
	令和4年度から6年度の3年間の市の取組を活かしている	5点
	5か年という中期的な業務期間であることが活かされた内容	5点
価 格 (20点)	本業務の見積価格から評価	20点
合 計		200点

※最低基準点数＝200点×60％＝120点

10 契約の締結

契約は、選定された受託候補者と青梅市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定にもとづく随意契約により、当該業務の実施にかかる契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、選定された受託候補者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた事業者と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定にもとづく随意契約により、当該業務の実施にかかる契約を締結することとする。

11 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

- (1) 資格審査の結果、参加資格がない（書類不備を含む）と認められるもの
- (2) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの
- (3) 提出書類の提出方法や提出期限を遵守しないもの
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められるもの
- (5) 見積上限額を超える金額で見積書を提出したもの
- (6) この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員または本市関係者に当該プロポーザルに対する援助を直接または間接に求めたもの
- (7) プレゼンテーション・ヒアリング時に本要領に定める出席者以外の第三者を同席させたもの
- (8) 市が定める最低基準点数に満たないもの
- (9) その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があったもの

12 参加の辞退

参加資格確認申請書提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第6号）により、参加辞退の提出期限（令和7年6月23日（月）午前9時必着）までに、持参または郵送にてシティプロモーション課に提出すること。

なお、参加を辞退した場合であっても、今後の青梅市の入札・契約等

において不利益は生じない。

13 その他

- (1) 提出書類は一切返却しない。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な費用の一切は、参加者の負担とする。
- (3) 審査内容および審査経過は公表しない。
- (4) 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- (5) 提出書類については青梅市情報公開条例(平成30年条例第31号)にもとづき公開対象となる。
- (6) 本プロポーザルに関する仕様書等は、本プロポーザルにかかる目的以外に使用することを禁じる。
- (7) 担当 青梅市地域経済部シティプロモーション課
シティプロモーション係
青梅市東青梅1丁目11番地の1
電話0428-22-1111(内線2309)
電子メールアドレス div2070@city.ome.lg.jp

以 上

別表 1

おうめをみつける戦略支援業務内容一覧

1	ポータルサイト	(1) ポータルサイトの保守・運用管理 (2) 情報の更新、新規ページの作成等 (3) 令和6年度までのポータルサイトをもとに課題点を洗い出した新たな提案 (4) ウェブサイト内の不具合・障害対応 (5) サイトSEO対策(検索エンジンへの広告掲載等の対応)
2	ガイドブック	(1) 移住・定住ガイドブックの更新・増刷 (2) ガイドブックの記事製作(取材・撮影等を含む。) (3) 印刷および製本 (4) 電子版ガイドブックの制作(データ形式については発注者と協議の上決定)
3	魅力発信に資する記事作成	(1) 先輩移住者や市民のインタビュー記事および市の魅力発信記事の作成(2か月に1回) (2) 記事の題材とする人物等の選定(発注者と協議の上) (3) 記事の発信(ポータルサイトおよびSNSにて行う。)
4	#おうめ推しデジタルアートコンテスト	(1) インスタグラム(@my__home__my__ome)投稿キャンペーンイベント「#おうめ推しデジタルアートコンテスト」の企画・運営 (2) 投稿内容の取りまとめ・報告 (3) 優秀者に対する賞品の選定・手配 (4) 本キャンペーンの広告(SNS・ポスター等にて行う。)
5	プロモーション	(1) メディアプロモーションを通じて露出拡大を図る。 (2) 広報・広告を行い市の認知度を高める。
6	独自提案	(A) 上記1～5をさらに強化する業務 (B) 上記1～5にない移住・定住促進に資する新たな業務 ※ 詳細については、協議の上で決定。 ※ (A)・(B)いずれか一方で可。

※詳細については、別紙仕様書を必ず確認すること。